



建物の差押えに違法な点はない。

なお、公売に向けて本件建物の換価価値を検討するため、被担保債権の現在高を調査した結果、被担保債権が本件建物の評価額を上回り換価価値がないことが判明したので、平成29年1月30日に本件建物の差押解除を行ったと述べている。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求のうち「本件建物の差押処分を取り消す。」部分については、審査請求の利益が失われていることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により却下されるべきである。

その他の部分については、理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

##### (1) 国税徴収法第48条第1項関連

本件処分が、超過差押となるか否かは、差し押さえた時点における財産の処分予定価額と徴収すべき延滞額等を比較して判断するのが相当である。

本件更地は、登記簿上農地である。差押えを行う時点で、本件更地は登記簿上の地目での評価しかできないとする処分庁の主張には合理性がある。差押えを行う時点で処分庁が見込んだ本件更地の処分予定価額は、本件滞納税等及び滞納処分費を満足できるものではなかった。さらに、審査請求人には本件更地と本件建物の他に差押えをすることができる適当な財産がなかった。このことから、処分庁は本件更地と本件建物を差し押さえたのであり、本件滞納税等を徴収するために必要な財産以外の財産を差し押さえたものではない。よって、本件処分は法第48条第1項に違反していない。

##### (2) 国税徴収法第49条関連

国税徴収法第49条の「支障」とは、国税徴収法基本通達によれば、

①第三者の権利がある財産以外に差押えすることができる適当な財産がないこと、②第三者の権利がある財産以外の差押えができる財産が、全て換価の著しく困難な財産だけであること等をいう。審査請求人が有する財産で処分庁が把握したものは、本件更地と本件建物である。処分庁は、本件更地の処分予定価額が本件滞納税等の額に満たないと見込んだため、本件建物の差押えを行った。つまり、第三者の権利がある財産以外に差押えをすることができる適当な財産がないという支障があったため、本件建物を差し押さえたものであり、本件建物の差押えは法第49条に照らして不適切なところはない。

(3) 本件建物の差押解除について

本件建物には、XXXXXXXXXXの根抵当権が登記されている。処分庁は、本件建物を差し押さえる時点で、換価価値があると判断し本件処分を行った。しかし、公売に向けて本件建物の換価価値を検討するため根抵当権に係る債権の現在高を調査した結果、現在高が本件建物の評価額を上回り換価価値がないことが判明したので、平成29年1月30日に本件建物の差押解除を行っていることから、審査請求人の求めのうち「②本件処分のうち、本件建物の差押処分を取り消す。」部分については、請求の利益がない。

#### 第4 調査審議の経過

- (1) 平成29年4月5日 審査庁からの諮問書を受領
- (2) 平成29年5月2日 第1回渋川市行政不服審査会 開催

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 審査請求に係る手続について

審査庁による審査手続及び諮問手続並びに審理員による審理手続は、行政不服審査法の規定に基づき適正である。

##### 2 本件処分の適否について

- (1) 地方税法第331条第1項第1号及び第373条第1項第1号は、

「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならない」旨を規定している。これらの規定は、税負担の公平性の確保のため、滞納税の確実な徴収を目的としたものである。

本件処分は、処分庁が督促、納税交渉及び催告を行ったが、納税がなかったことから行われたものであり、地方税法に基づき適正に行われたことを認める。

- (2) 国税徴収法第48条に違反するか否かについては、本件更地の地目が農地であることから、処分庁が農地として処分予定価額を算定し、その額が徴収すべき滞納額等と比較して、上回らなかったことから本件建物の差押えをしたことは、妥当である。
- (3) 国税徴収法第49条に照らし適切であるか否かについては、同条中で規定する「支障」とは、国税徴収法基本通達により、①第三者の権利がある財産以外に差し押さえをすることができる適当な財産がないこと、②第三者の権利がある財産以外の差押えできる財産が、すべて換価の著しく困難な財産だけであることを言っていることを鑑み、本件処分においては支障があると認められるため、不適切なところはないと認める。
- (4) 本件建物には、XXXXXXXXXXの根抵当権が登記されており、処分庁が、差押え後、公売に向けて根抵当権に係る債権の現在高を調査した結果、当該現在高が本件建物の評価額を上回り換価価値がないことに伴い、平成29年1月30日に本件建物の差押解除を行っている。よって、審査請求人の求めのうち「②本件処分のうち、本件建物の差押処分を取り消す。」部分については、請求の利益がなく、不適法である。

### 3 結論

本件処分のいずれにも違法・不当な点は認められず、審査請求人の主張のうち、「本件建物の差押処分を取り消す。」部分については、審査請求の利益が失われており、不適法であることから、行政不服審査法第45条

第1項の規定により却下されるべきであり、その他の部分については、理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきであるという審査庁の判断は妥当であると判断する。

渋川市行政不服審査会

会長 増 田 智 之

委員 狩 野 要 一

委員 松 村 能 成